

(参考) 新旧対照表

- 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて

(昭和34年3月30日保発第21号厚生省保険局長通知)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>第一 一部負担金の徴収猶予及び減免</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一部負担金の減免</p> <p>(一) 保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができること。なお、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者又は組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者(以下「世帯主等」という。)の収入の額の合計額が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に<u>100分の1155(ただし、平成30年1月1日から同年9月30日までの間については10分</u></p>	<p>第一 一部負担金の徴収猶予及び減免</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一部負担金の減免</p> <p>(一) 保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができること。なお、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者又は組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者(以下「世帯主等」という。)の収入の額の合計額が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に<u>十分の十一</u>を乗じて得た額(以下「基準額」という。)以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の</p>

の11、平成30年10月1日
から平成31年9月30日まで
の間については885分の99
0、平成31年10月1日から
平成32年9月30日までの間
については870分の990と
する。）を乗じて得た額（以下
「基準額」という。）以下であ
り、かつ、当該世帯主等の預貯
金の額の合計額が基準額の3箇
月分に相当する額以下である世
帯

(二) (略)

三～六 (略)

第二 (略)

額の合計額が基準額の3箇月分
に相当する額以下である世帯

(二) (略)

三～六 (略)

第二 (略)